奈良県教育委員会

週



第2367号

(件 名) (宛 先) (主管課) (頁)

令和4年度高等学校等進学予定者に 各 市 町 村 教 委 教 育 長 学校支援課 1 対する育成奨学金の予約申請につい 各 中 学 校 長 て 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長

令和3年度奈良県小・中学校国語科 各 市 町 村 教 委 教 育 長 学校教育課 4 書写教育研究大会の開催について 各 学 校 長

(次の週報は、令和3年9月9日(木)発行の予定です。)

教 支 第 2 2 5 号 令和 3 年 8 月 2 6 日

各市町村教委教育長 各中学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長

奈良県教育委員会教育長

令和4年度高等学校等進学予定者に対する 育成奨学金の予約申請について(通知)

令和4年4月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)又は 専修学校の高等課程(奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限る。)への進 学予定者で、入学後「育成奨学金」の貸与を希望するものに対する予約申請を下記により受け付 けますので、生徒への周知及び申請についてご配慮くださるようお願いします。

記

1 募集概要

(1) 申込資格

ア 令和4年4月に高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) 又は専修学校の高等課程(奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則に定めるものに限 る。)に進学を希望している者

- イ 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有している者
- ウ 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められる者
- エ 経済的理由により、修学が困難と認められる者
- オ 地方公共団体その他公共的団体から、学資の貸与又は給付を受けていない者
- (注1)アについて・・・特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第14 4号)による経費の支給を受けている者へは貸与できない。

ウについて・・・学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上で

あること(5段階評価、小数第2位四捨五入)。中学校第3学年における予約申請においては、中学校第1学年から第2学年までの全履修科目の評定平均値とする。

エについて・・・世帯全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。ただし、特に意欲があると認められる場合にあっては、生活保護基準の3.0倍までとする。

(2) 受付期間

令和3年10月1日(金)~令和3年10月29日(金)(必着)

- (3) 募集人数
 - 100名以内
- (4) 推薦及び提出書類

ア 中学校長、義務教育学校長、中等教育学校長及び特別支援学校長(以下「中学校長等」という。)は、奨学金貸与希望者のうち上記(1)申込資格に合致すると認めたものについて、この奨学金は返還が必要であること及びその返還金が新たな奨学生の貸付原資になることを本人及び親権者等に周知のうえ推薦すること。

- イ 推薦に際しては、予約申請者より次の書類を提出させること。
 - (ア) 「**育成奨学金貸与予約申請書**」(親権者又は未成年後見人が連署したもの。)
 - (イ) **住民票謄本(世帯全員**)(記載事項欄の省略のないもの。本籍地・マイナンバー は必要ない。)
 - (ウ) 所得に関する市町村長発行の令和3年度課税証明書(注2)
 - (注2) 所得金額、扶養人数、社会保険料等の控除金額及び課税金額の記載されたもの。 非課税証明の場合は非課税理由が記載されたもの。原則として世帯構成員全員 分が必要であるが、被扶養者であることが課税証明等で確認できる者の分は不 要。生活保護を受けている世帯は、生活保護受給証明書又は生活保護決定通知 書の写しが必要(世帯全員の氏名を確認のこと。記載ない者は、上記の所得に 関する証明書が必要)
- ウ 中学校長等は、前記(ア)(イ)(ウ)に加え、「**奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金) 予約推薦書**」・「**奈良県高等学校等奨学金(育成奨学金)予約申請者一覧表**」を作成し、 奈良県教育委員会事務局学校支援課授業料奨学金係へ提出すること。
- (5) 予約採用者の選考

奈良県教育委員会において審査を行い、予約を認める場合は「育成奨学金貸与内定通知書」(以下「内定通知書」という。)を学校へ送付する。(12月頃の予定)

2 本採用手続

「内定通知書」を受け取った者は、令和4年4月に高等学校又は専修学校の高等課程に入学 した後、速やかにその「内定通知書」を入学した学校へ提示するとともに、育成奨学金の新規 申請手続きを行うこと。

3 貸与月額 (令和3年度実績。無利子での貸与)

国 公 立	18,000円 (5,000円)
私立	30,000円 (17,000円)
自宅外加算	5,000円 (5,000円)
へき地加算 (へき地自宅通学者のみ)	12,000円 (-)

※() 内金額は、生活保護高等学校等就学費の受給者への貸与額

4 返還について

奨学金の貸与を受けている者が、卒業又は退学したときは、その月の翌月から6か月を経過 した後、10年間の均等払いで返還する(一括返還も可能)。

<3年間貸与者の返還額の例>

貸与区分(自宅通学者)	貸与総額	半年賦の返還額	月賦の返還額
国 公 立	648,000円	32,400円	5, 400円
私 立	1,080,000円	54,000円	9,000円

- ※ 次の場合、申請によって返還が猶予(返還の開始時期を一定期間先へ延期)となる。
 - ① 本人が、短大・大学・大学院、専修学校等に在学している場合
 - ② 本人が、疾病や災害、その他やむを得ない特別な事情等で一時的に返還が困難になった場合

5 その他

申請に必要な書類等については、9月中旬に関係各学校へ郵送する資料を複写すること。 資料がない場合は下記まで問い合わせること。

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9859

FAX 0742-27-2985

URL http://www.pref.nara.jp/13014.htm

教 学 第 5 9 4 号 令和 3 年 8 月 2 6 日

奈良県教育委員会教育長

令和3年度奈良県小・中学校国語科書写教育研究大会の開催について(通知)

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教員の参加についてよろしくお願いします。

記

1 趣 旨

県内小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部に おける書写教育の充実のため、授業研究・研究発表を行い、指導力の向上に役立てる。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良県小・中学校書写教育研究会

3 期日及び会場

令和3年9月21日(火)

五條市立五條中学校

4 参加対象者

県内小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校の教員

5 研究主題

「生きてはたらく書写の力をめざして」

6 日 程

13:00~13:20 開会行事

13:35~14:25 授業実践報告

14:40~15:00 研究発表

15:00~15:20 研究協議・指導助言

15:20~16:50 講演

16:50~17:00 閉会行事

7 公開授業

第3学年 毛筆 「日常の書式」 五條市立五條中学校 教諭 藤田 栄治

8 研究発表

奈良県小·中学校書写教育研究会 小学校部会

9 講 演

演題 「ソウル日本人学校での書写教育」 講師 元ソウル日本人学校教諭 谷川 貴美代 氏

10 指導助言者

 奈良県立奈良高等学校
 教頭兼指導主事
 藤井
 義秀

 奈良県小・中学校書写教育研究会
 会
 長
 中本
 克広

 ॥
 会
 長
 小川
 栄

 ॥
 ॥
 四浦
 孝子

11 参加申込み

令和3年4月1日付け週報第2358号掲載の参加基本様式により、職名及び氏名を記入の上、令和3年9月10日(金)までに下記宛でFAX又は郵便で申し込むこと。

また、各校に配布した案内の申込み様式による申込みも可

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下渕959 大淀町立大淀桜ヶ丘小学校内 奈良県小・中学校書写教育研究会事務局 貝塚 綾夏 FAX 0747-52-8757